

平成29年2月27日

勤務時間外令状担当裁判官 各位
当直員 各位

名古屋地方裁判所岡崎支部
岡崎簡易裁判所

事務連絡

当直における令状事務について、当直員が令状点検をする際の資料の範囲を明確化することで点検の迅速化を図り、正確性を高めることを目的として、当直員による令状点検業務の内、被疑者の人定事項の点検、逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検及び令状完成後の点検について、3月1日（水）から下記のとおり見直すこととしましたので、その旨連絡します。

また、当直員が行う令状事務全般については、当直事務室備置きの名古屋地簡裁作成の「令状事務処理の手引（四訂版）」を参照し、点検票等（当直用チェック票及びその別紙）を令状請求書謄本の末尾に合綴した上で簡裁勾留係に引き継いでください。

記

1 当直員による被疑者の人定事項の点検

当直員は、「受付時」と「決裁前」の点検の際に、被疑者の人定事項の点検において、請求書記載の被疑者の人定事項について、捜査記録中に戸籍謄本、住民票、運転免許証、外国人登録証等の身上関係書類が複数ある場合に、従前のように身上関係書類すべてと照合して点検する必要はなく、今後は、そのどれか一つとだけ照合して点検すれば足りる。

裁判官に記録をあげる際は、どの資料と照合したのかを報告するとともに、発

見した誤記等を付せん及び口頭で報告する。

なお、裁判官は、全捜査記録により点検した上で、必要に応じ、直接又は書記官を介して捜査機関に補正を促す。

2 当直員による逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」の点検

当直員は、「決裁前」の点検の際に、逮捕状請求書の「被疑事実の要旨」について、従前のように全捜査記録と照合して点検する必要はなく、今後は、捜査記録の冒頭に編綴されている統括捜査報告書とだけ照合して点検すれば足りる。

裁判官に記録をあげる際は、発見した誤記等を付せん及び口頭で報告する。

なお、裁判官は、全捜査記録により点検した上で、必要に応じ、直接又は書記官を介して捜査機関に補正を促す。

3 当直員による令状完成後の点検

当直員は、「決裁後」の点検の際に、(1)の項目を点検する。「交付時」の点検の際は、従前のように(1)と同じ項目を点検するのではなく、今後は、(2)の項目だけ点検すれば足りる。

	被 疑 者 名	日 付	庁 名	庁 印	裁 判 官 名	裁 判 官 印	契 印	訂 正 印
(1) 裁判官「決裁後」 の点検項目	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 警察官への「交付 時」の点検項目	×	×	×	○	×	○	○	○